災害時における生活物資の確保に関する協定(案)

災害時に必要となる生活物資の確保及び供給協力に関し、門川町(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、門川町内において大規模な地震・津波・台風・洪水等による災害発生に際して、物価の高騰及び品不足による混乱発生を回避するため、乙の協力を得て生活物資を確保し、町民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(災害時の認定)

- 第2条 災害時の認定は、甲が行う。
- 2 甲は、災害時の認定を行った時は、乙に速やかに連絡するものとする。

(生活物資の確保)

- 第3条 甲は災害発生に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について 要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けた時は、直ちに必要な措置を行い、生活物資の供給に関し優先的に協力するものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。
- 3 供給品目と数量等について、甲の要請に応じ難いときは、別途甲乙で協議 するものとする。

(生活物資の指定)

第4条 生活物資は「別表1」のとおりとし、必要に応じて甲乙協議の上、別 途指定できるものとする。

(要請方法)

第5条 甲は、乙に協力を要請する際は、「出荷要請書」(別紙1)により、乙に対し品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

(生活物資の取引)

- 第6条 生活物資の取引場所は、甲、乙協議の上で定めるものとし、甲は当該場所において乙の提出する納品書等により確認を行い、生活物資を引き取るものとする。
- 2 甲は必要に応じて乙に対し、生活物資の運搬協力を求めることができるものとする。

(経費の負担)

- 第7条 乙が甲に供給した生活物資の代金及び、甲、乙協議の上必要と認める その他の経費(以下「生活物資の代金等」という。)については、甲が負担す るものとする。
- 2 生活物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(経費の請求及び支払)

- 第8条 乙は、生活物資の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書(受取者の確認印あり)と納品時の写真、請求書をもって、甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、その内容を確認の上、 生活物資の代金等を支払うものとする。

(傷害死亡等補償)

第9条 この協定に基づき乙の業務従事者が負傷し、若しくは疾病にかかり、 または死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(損害負扣)

第10条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して 定めるものとする。

(情報交換及び提供)

- 第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるように、必要 に応じて相互に情報交換を行うものとする。日常的な物価及び需要の動向、 町内の各店舗の状況、その他必要な事項について調査研究等に努め、災害発 生時前の備えとする。
- 2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報については、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課消防防災係長、 こにおいては〇〇〇〇 〇〇〇〇〇とする。

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了の日(3月31日)の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、さらに、1年延長するものとし、以後はこの例により処理していくものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈について疑義が 生じた場合には、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各時その1 通を保有する。

平成 年 月 日

「甲」宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1 門川町

門川町長 安 田 修

 $\lceil Z \rceil$

別表 1 生活物資

種 類	物 資 名					
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿					
	ちり紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸、紙おむつ、歯ブラシ、					
日曜品雑貨	歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品、ライター、マスク、					
	ゴミ袋、市販薬					
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク					
	米、パン、牛乳、各種の缶詰、味噌、醤油、各種の野菜、粉					
食 糧	ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース、マ					
	ヨネーズ、卵、菓子類、塩、砂糖、酢、調味料、お茶、水					

- ※1 応急食糧等は、概ね上記の品目を基準とし、災害や救急度の状況に 合わせて指定する。
- ※2 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

門発第 1 -号平成年月日

様

門川町長

出 荷 要 請 書

「災害時における生活物資の確保に関する協定」に基づき、災害応急対策に対 する生活物資等の供給協力について、下記のとおり要請します。

日	時	平成	年	月	日			
場	所							
			品	目	名	数	量	
内	容							
その	の他							

<要請担当者> 門川町総務課消防防災係長 印 電話 - - -